

家族の状況	提出添付書類	個人番号で代理入手可能	同一世帯でなくても良い人				同一世帯が条件の人			備考		
			配偶者	父母・祖父母 18才以上	子		孫/兄弟姉妹 18才以上	義父母	甥姪		義祖父母	
					18才未満	18才未満			18才以上			18才未満
□ 必須書類	□被扶養者異動(新規・追加)届		○	○	○	○	○	○	○	○	※夫婦が共に勤労者(被保険者)で子を被扶養者とする場合、夫婦の収入証明書を添付。	
	□被扶養者届出確認書		○	○	△		○	○	○	○	※学生以外の子も提出が必要	
	□被扶養者届出確認書(夫婦共同扶養)				○	○						
	□住民票(世帯全員)	可	★	★	★		★	★	★	★		
	□課税証明書・非課税証明書	可	★	★	★		★	★	★	★		
	□個人番号通知カード(片面写し)又は個人番号カード(両面写し)		○	○	○	○	○	○	○	○	※住民票(MN記載)でも可。※初めて当健保組合の被扶養者認定を受ける方のみ提出が必要。	
☆親族の証明として	□戸籍謄(抄)本(原本)	可		★		★	★	★	★			
☆扶養事実の確認として	□扶養状況届			○		○	○	○	○			
□ 退職した方(必須)	□退職証明書又は健康保険資格喪失証明書(原本)		○	○	○		○	○		○		
	□源泉徴収票(コピー)		○	○	○		○	○		○		
□ 傷病手当金・休業補償給付の受給者	□給付の満了証明書(原本)		○	○	○		○	○		○		
□ 出産手当金の受給者	□給付金支給決定通知書(原本)		○	○	○		○	○		○		
□ 退職された方 □ 失業給付	①失業給付の受給資格がない方	□雇用保険被保険者資格喪失確認書(原本)		○	○	○		○	○		○	※失業給付の受給資格が無い方は退職された事業所から雇用保険の資格喪失届の被保険者通知を貰って下さい。
	②失業給付の受給を放棄する方	□離職票1と2(原本)		○	○	○		○	○		○	
	③失業給付を延長する方	□離職票1・2と延長通知書(原本)		○	○	○		○	○		○	※出産や療養、会社の命令で被保険者の海外勤務に同行する場合は、受給期間の延長が出来ます。延長する場合は、延長通知書の提出が必要。
	④失業給付受給を途中で中止する方	□雇用保険受給資格者証(原本)		○	○	○		○	○		○	
	⑤失業給付受給が終了する方	□雇用保険受給資格者証(原本)		○	○	○		○	○		○	
	②~④に該当する方	□離職票預入申請書		○	○	○		○	○		○	
□ 別居している方	□送金証明(銀行振込明細・通帳写し等)		○	○	○	○	○	○	○	○		
□ 学生の方	□在学証明書又は学生証(写)		○		○			○				
□ 外国籍の方	□パスポート(写)		○	○	○	○	○	○	○	○	※入国日印が押されたページのコピーと顔写真のページのコピー	
□ 任意継続の資格喪失した方	□資格喪失証明書(原本)		○	○	○	○	○	○	○	○		
□ 現在働いている方(パート・アルバイト等含む)	□給与明細(写)直近6ヶ月分		○	○	○		○	○		○		
	□労働契約書(写)		○	○	○		○	○		○		
□ 個人事業・不動産所得のある方	□直接的必要経費申請書 □確定申告書第一表・第二表の写し		○	○	○		○	○		○		
□ 個人事業を廃業した方	□個人事業廃業届出書(写)		○	○	○		○	○		○		
□ 年金受給者(公的・私的)	□直近の公的・私的年金受給通知書(写)		○	○	○	○	○	○	○	○	※老齢年金、障害年金、遺族年金等	
□ 養子縁組された方	□養子縁組届			○	○	○						
□ 障害者の方	□障害者手帳(写)		○	○	○	○	○	○	○	○		

☆その他に別途健保組合が必要と判断した書類を提出していただくこととなりますので、ご了承下さい。

★健保組合が個人番号を利用して取得出来る書類がありますが、個人番号を利用して取得出来なかった場合は、改めて対象者の方に取得していただく事になりますのでご了承下さい。